

千葉市コミュニティセンター設置管理条例

昭和54年3月15日

条例 第5号

(設置)

第1条 本市は、市民のコミュニティ活動のための施設として、次のとおりコミュニティセンターを設置する。

名 称	位 置
千葉市中央コミュニティセンター	千葉市中央区千葉港2番1号
千葉市中央区蘇我コミュニティセンター	千葉市中央区今井1丁目14番35号
千葉市花見川区畠コミニティセンター	千葉市花見川区畠町1336番地の2
千葉市花見川区幕張コミニティセンター	千葉市花見川区幕張町3丁目7730番地の4
千葉市花見川区花島コミニティセンター	千葉市花見川区花島町308番地
千葉市稻毛区穴川コミニティセンター	千葉市稻毛区穴川4丁目12番3号
千葉市稻毛区長沼コミニティセンター	千葉市稻毛区長沼町461番地8
千葉市若葉区都賀コミニティセンター	千葉市若葉区都賀4丁目20番1号
千葉市若葉区千城台コミニティセンター	千葉市若葉区千城台西2丁目1番1号
千葉市緑区鎌取コミニティセンター	千葉市緑区おゆみ野3丁目15番地2
千葉市美浜区高洲コミニティセンター	千葉市美浜区高洲3丁目12番1号
千葉市美浜区真砂コミニティセンター	千葉市美浜区真砂4丁目1番7号

2 千葉市中央コミュニティセンターに次の分室を置く。

名 称	位 置
千葉市中央コミュニティセンター松波分室	千葉市中央区松波2丁目14番8号

(施設)

第2条 コミュニティセンターの施設は、別表第1に掲げるとおりとする。

(使用者)

第3条 本市に在住し、又は在勤する者（千葉市花見川区花島コミニティセンターにあっては、これらの者以外の者を含む。）は、コミュニティセンターの施設を使用することができる。

(指定管理者による管理)

第4条 コミュニティセンター（千葉市中央コミュニティセンターの健康づくりのフロア（以下「健康づくりのフロア」という。）を除く。次条第2号、第6条第2項、第7条第3項、第17条第4項及び第18条において同じ。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

(業務の範囲)

第5条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第8条第1項に規定する使用の許可及び第10条の規定による使用の制限等に関する業務
- (2) コミュニティセンターの維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(休館日)

第6条 コミュニティセンターの休館日は、年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。）とする。ただし、市長がコミュニティセンターの管理上必要があると認める

ときは、臨時に休館日を変更し、又は休館日以外の日に休館することができる。

2 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、前項に規定する休館日にコミュニティセンターを開館することができる。

(使用時間)

第7条 コミュニティセンターの施設の使用時間は、次のとおりとする。

(1) プール 午前10時から午後9時まで（7月及び8月にあっては、午前9時から午後9時まで）

(2) 健康づくりのフロア 午前9時から午後5時まで

(3) 千葉市中央コミュニティセンター松波分室 午前9時から午後5時15分まで

(4) 図書室 午前9時から午後5時まで

(5) 前各号に掲げる施設以外の施設 午前9時から午後9時まで

2 前条第1項ただし書の規定は、使用時間の変更について準用する。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、使用時間以外の時間にコミュニティセンターを開館することができる。

(使用の許可)

第8条 コミュニティセンターの施設（ロビー、静養室、サンルーム、幼児室及び図書室を除く。）を使用しようとする者は、指定管理者（健康づくりのフロアにあっては、市長。次項、次条及び第10条において同じ。）の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、コミュニティセンターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 営利を目的とすると認められるとき。

(3) コミュニティセンターの施設又は設備を破損するおそれがあると認められるとき。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、コミュニティセンターの管理上支障があると認めるとき。

(使用の制限等)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、コミュニティセンターの施設の使用を制限し、若しくは停止し、第8条第1項の許可を取り消し、又はコミュニティセンターからの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により第8条第1項の許可を受けた事実が明らかになったとき。

(3) 第8条第1項の許可に付した条件に違反したとき。

(4) 前条第1号から第4号までに規定する使用不許可の事由が発生したとき。

(5) コミュニティセンターの管理の業務に従事する者の管理上の指示に従わないとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、コミュニティセンターの管理上支障があると認めるとき。

(意見の聴取)

第10条の2 指定管理者は、必要があると認めるときは、第9条第4号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、第9条第4号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くものとする。

(使用権の譲渡等の禁止)

第11条 第8条第1項の許可を受けた者（次条及び第15条において「使用者」という。）は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用料金)

第12条 別表第2に掲げる施設又は設備の使用者は、指定管理者に対し、その使用に係る利用料金（法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、規則で定める場合その他特に必要があると認める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不返還)

第14条 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、規則で定める場合その他指定管理者が特に必要があると認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(使用料等)

第15条 健康づくりのフロアの使用者は、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。

2 診断書又は証明書の交付を受けようとする者は、別表第3に定める手数料を納付しなければならない。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料又は手数料を減額し、又は免除することができる。

(使用料等の不還付)

第16条 既に納付した使用料又は手数料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者の指定の手続等)

第17条 市長は、指定管理者の指定をしようとする場合は、規則で定めるところにより、公募するものとする。

2 前項の規定により公募した場合において、応募がないときは、再度の公募を要しない。

3 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請の内容を次に掲げる基準により審査し、コミュニティセンターを最も適切に管理することができると認める法人等を、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

（1）市民の平等な利用を確保するものであること。

（2）コミュニティセンターの効用を最大限に発揮するとともに、その管理に要する経費を縮減するものであること。

（3）コミュニティセンターの管理を安定して行う能力を有すること。

（4）コミュニティセンターの適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと。

（5）前各号に掲げるもののほか、市長が定める基準

5 市長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、指定管理者の指定の手続に関し必要な事項は、規則で定める。
(管理の基準)

第18条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、
コミュニティセンターの管理を行わなければならない。
(関係法令の適用)

第19条 この条例に定めるもののほか、花島コミュニティセンターの管理については、都市
公園法（昭和31年法律第79号）、同法に基づく命令及び千葉市都市公園条例（昭和34
年千葉市条例第20号）に定めるところによる。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

2 千葉市中央コミュニティセンター設置管理条例（昭和49年千葉市条例23号）は、廃止
する。

3 この条例施行前、この条例による廃止前の千葉市中央コミュニティセンター設置管理条例
によりなされた行為は、この条例によりなされた行為とみなす。

附 則（昭和55年3月31日条例第9号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年9月25日条例第41号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（昭和55年規則第46号で昭和55年11月16日から施行）

附 則（昭和56年3月27日条例第11号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月15日条例第14号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年9月21日条例第42号）

この条例は、昭和58年11月16日から施行する。

附 則（昭和62年3月19日条例第11号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月14日条例第10号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成3年規則第41号で平成3年4月16日から施行）

附 則（平成3年9月27日条例第34号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成3年12月13日条例第49号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月19日条例第16号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月23日条例第3号）抄

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月8日条例第10号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月16日条例第38号）

この条例は、平成12年1月15日から施行する。

附 則（平成12年12月19日条例第60号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成13年規則第2号で平成13年2月15日から施行）

附 則（平成13年6月8日条例第26号）

この条例は、平成13年6月23日から施行する。

附 則（平成14年3月15日条例第8号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月12日条例第5号）

この条例は、平成15年5月1日から施行する。

附 則（平成16年12月20日条例第38号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（千葉市都市公園条例の一部改正）

2 千葉市都市公園条例（昭和34年千葉市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第20条を第21条とし、第19条を第20条とし、第18条の次に1条を加える。

（管理の特例）

第19条 千葉市花見川区花島コミュニティセンターの管理については、この条例に定めるもののほか、千葉市コミュニティセンター設置管理条例（昭和54年千葉市条例第5号）の定めるところによる。

（千葉市蘇我球技場条例の一部改正）

3 千葉市蘇我球技場条例（平成16年千葉市条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中第20条を第21条とし、第19条を第20条とし、第18条の次に1条を加える改正規定を削る。

附則第2項中別表第2に次のように加える改正規定の前に次のように加える。

第19条に次の1項を加える。

2 第7条第2項から第4項まで及び第11条第4項の規定にかかわらず、千葉市蘇我スポーツ公園の蘇我球技場の管理については、この条例に定めるもののほか、千葉市蘇我球技場条例（平成16年千葉市条例第35号）の定めるところによる。

附 則（平成17年9月26日条例第42号）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第9条を第20条とし、第8条を第19条とし、第7条の次に2条を加える改正規定（第17条に係る部分に限る。）は公布の日から、別表第1の改正規定（千葉市若葉区都賀コミュニティセンターの項及び千葉市美浜区真砂コミュニティセンターの項に係る部分に限る。）は平成17年10月1日から施行する。

2 この条例による改正後の千葉市コミュニティセンター設置管理条例第12条の規定は、この条例施行の日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成20年12月16日条例第35号）

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成21年12月18日条例第38号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年1月29日条例第1号）

この条例は、平成22年2月1日から施行する。

附 則（平成22年3月23日条例第7号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の千葉市コミュニティセンター設置管理条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表第1

名 称	施 設
千葉市中央コミュニティセンター	1 つどいのフロア ロビー 集会室 サークル室 2 学習と趣味のフロア 講習室 図書室 美術・視聴覚室 料理実習室 和室 茶室 語学練習室 多目的室 ホール 幼児室 音楽室 3 スポーツと体育のフロア 体育館 柔道場 剣道場 プール 4 健康づくりのフロア 健康度測定室 体力測定室 体育・栄養指導室 5 松波分室 ロビー 和室 茶室 会議室
千葉市中央区蘇我 コミュニティセンター	ロビー 静養室 サンルーム 幼児室 創作室 講習室 集会室 和室 音楽室 サークル室 大広間 ホール 図書室
千葉市花見川区畑 コミュニティセンター	ロビー 静養室 サンルーム 幼児室 創作室 講習室 集会室 和室 音楽室 料理実習室 サークル室 図書室 体育館
千葉市花見川区幕張コミ ュニティセンター	ロビー 静養室 サンルーム 幼児室 創作室 講習室 集会室 和室 料理実習室 ホール 図書室 体育館
千葉市花見川区花島コミ ュニティセンター	幼児室 創作室 講習室 集会室 和室 音楽室 サークル室 多目的室
千葉市稻毛区穴川 コミュニティセンター	ロビー 幼児室 創作室 講習室 集会室 和室 音楽室 料理 実習室 サークル室 大広間 多目的室 会議室 体育館
千葉市稻毛区長沼コミ ュニティセンター	ロビー 幼児室 創作室 講習室 集会室 和室 音楽室 料理 実習室 サークル室 大広間 多目的室 会議室 体育館
千葉市若葉区都賀 コミュニティセンター	ロビー 静養室 サンルーム 幼児室 創作室 講習室 集会室 和室 音楽室 料理実習室 サークル室 大広間 多目的室 会議室 ホール 体育館
千葉市若葉区千城台コミ ュニティセンター	ロビー 幼児室 創作室 講習室 集会室 和室 音楽室 料理 実習室 サークル室 大広間 多目的室 会議室 研修室 トレーニング室 ヘルシーホール
千葉市緑区鎌取コミュニ ティセンター	ロビー 幼児室 創作室 講習室 集会室 和室 音楽室 料理 実習室 サークル室 大広間 多目的ホール 会議室 体育 館
千葉市美浜区高洲	ロビー 静養室 幼児室 創作室 講習室 集会室 和室

コミュニティセンター	音楽室 料理実習室 サークル室 大広間 ホール
千葉市美浜区真砂 コミュニティセンター	ロビー 幼児室 創作室 講習室 集会室 和室 料理実習室 サークル室 ホール 図書室

別表第2

1 集会室等利用料金

(1) 千葉市中央コミュニティセンター

区分	金額
集会室	1コマにつき 330円
サークル室1	110円
サークル室2	110円
サークル室3	110円
サークル室4	70円
サークル室5	60円
サークル室6	160円
サークル室7	160円
講習室1	330円
講習室2	330円
講習室3	330円
講習室4	330円
講習室5	330円
美術・視聴覚室	890円
料理実習室1	660円
料理実習室2	580円
和室	340円
茶室1	490円
茶室2	280円
語学練習室	600円
多目的室	330円
ホール	990円
音楽室1	350円
音楽室2	660円
松波分室	和室1 80円
	和室2 200円
	和室3 60円
	茶室 170円
	会議室 80円

(2) 千葉市中央区蘇我コミュニティセンター

区分	金額	
創作室	1コマにつき	520円
講習室1		250円
講習室2		270円
集会室		170円
和室1		180円
和室2		180円
音楽室		260円
サークル室		170円
大広間		630円
ホール		770円

(3) 千葉市花見川区畠コミュニティセンター

区分	金額	
創作室	1コマにつき	260円
講習室		420円
集会室		280円
和室1		160円
和室2		430円
音楽室		420円
料理実習室		230円
サークル室		120円

(4) 千葉市花見川区幕張コミュニティセンター

区分	金額	
創作室	1コマにつき	480円
講習室1		350円
講習室2		250円
集会室1		780円
集会室2		240円
和室		480円
料理実習室		260円
ホール		1,100円

(5) 千葉市花見川区花島コミュニティセンター

区分	金額	
創作室1	1コマにつき	320円
創作室2		400円
講習室1		410円
講習室2		430円
集会室		250円
和室		260円
音楽室		510円
サークル室1		500円
サークル室2		240円

多目的室	1, 790円
------	---------

(6) 千葉市稲毛区穴川コミュニティセンター

区分	金額	
創作室	1コマにつき	470円
講習室		200円
集会室		240円
和室		270円
音楽室		500円
料理実習室		310円
サークル室		560円
大広間		630円
多目的室		1,640円
会議室		250円

(7) 千葉市稲毛区長沼コミュニティセンター

区分	金額	
創作室	1コマにつき	380円
講習室		320円
集会室		190円
和室		230円
音楽室		500円
料理実習室		340円
サークル室		430円
大広間		530円
多目的室		1,230円
会議室		320円

(8) 千葉市若葉区都賀コミュニティセンター

区分	金額	
創作室	1コマにつき	420円
講習室1		250円
講習室2		240円
講習室3		240円
集会室		290円
和室1		250円
和室2		260円
音楽室		470円
料理実習室		380円
サークル室		240円
大広間		490円
多目的室		450円
会議室		220円
ホール		1,070円

(9) 千葉市若葉区千城台コミュニティセンター

区分	金額	
創作室1	1コマにつき	240円
創作室2		250円
講習室		270円
集会室		200円
和室		370円
音楽室		460円
料理実習室		380円
サークル室1		330円
サークル室2		280円
大広間		610円
多目的室		1,300円
会議室		280円
研修室		170円
ヘルシーホール		500円

(10) 千葉市緑区鎌取コミュニティセンター

区分	金額	
創作室	1コマにつき	380円
講習室		220円
集会室		240円
和室		230円
音楽室		440円
料理実習室		250円
サークル室		260円
大広間		440円
多目的ホール		1,540円
会議室		210円

(11) 千葉市美浜区高洲コミュニティセンター

区分	金額	
創作室	1コマにつき	350円
講習室1		350円
講習室2		350円
集会室		350円
和室		170円
音楽室		350円
料理実習室		350円
サークル室1		170円
サークル室2		170円
大広間1		520円
大広間2		170円
ホール1		1,250円
ホール2		600円

(12) 千葉市美浜区真砂コミュニティセンター

区分	金額	
創作室	1コマにつき	470円
講習室1		470円
講習室2		470円
集会室		230円
和室1		340円
和室2		340円
和室3		340円
料理実習室		470円
サークル室		230円
ホール		920円

備考 「1コマ」とは、午前9時から午前11時まで、午前11時から午後1時まで、午後1時から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時まで（千葉市中央コミュニティセンター松波分室にあっては、午前9時から午前11時まで、午前11時から午後1時まで、午後1時から午後3時まで又は午後3時から午後5時まで）の2時間をいう。

2 体育館・柔道場・剣道場利用料金

区分 時間	小学生以下	中・高校生	一般
2時間まで	70円	100円	220円
超過1時間につき	35円	50円	110円

備考 30人以上の団体利用の場合は、1割引とする。

3 プール利用料金

区分	通常期（7月及び8月以外）			夏期（7月及び8月）		
	小学生以下	中・高校生	一般	小学生以下	中・高校生	一般
基本料金（2時間まで）	100円	200円	300円	70円	100円	220円
超過料金（超過1時間につき）	50円	100円	150円	35円	50円	110円

備考 30人以上の団体利用の場合は、1割引とする。

4 トレーニング室利用料金

区分 時間	中・高校生	一般
2時間まで	100円	220円
超過1時間につき	50円	110円

5 設備利用料金

区分	金額
コインロッカー	1回につき 10円

別表第3

区分	料金	
	本市在住者	本市在勤者
簡易コース	4,200円	6,300円
標準コース	10,500円	17,850円
総合コース	17,850円	29,400円
診断書	1通につき	1,050円
証明書	1通につき	520円